

今後の産学官連携・地域科学技術政策に関する方向性について

(案)

1. 現状認識 (第5期科学技術基本計画策定時からの進展・変化)

1) 我が国と世界の構造変化

- ① AI, IoT, ビックデータ, 5G, 量子技術等の「デジタル革命」の加速度的進展、「ものづくり」のモデルからモノのサービス化と「コト」に基づく価値創造が主軸となる知識集約型への変革の加速。
- ② 「デジタル革命」やグローバル化の進展によるイノベーションサイクルの加速、それによる将来の不確実性の増大。
- ③ SDGs (持続可能な開発目標)の企業戦略への取込み及び「ESG 投資」の加速。我が国の少子高齢化や都市部一極集中、労働力不足等の加速、それを背景とした地方創生の取組への期待の高まり。
- ④ 新規事業創造の担い手としてのスタートアップに対する産業界からの期待の高まり。
- ⑤ 企業における採用・処遇のあり方の議論(複線的で多様な採用・雇用形態への移行の動き)。

2) 上記を踏まえた、産学官連携・地域科学技術の構造変化

- ① 「価値の創造」に対する産業界から大学・国立研究開発法人(以下、「大学等」という。)への期待の高まり(「価値創造」や「社会的課題解決」を目的とした大型共同研究の増加)。
- ② 産学官におけるオープンイノベーションの進展及び様態の多様化。
- ③ 民間企業、大学等に加え、市民や顧客、ユーザーをも巻き込んで社会的課題の解決を目指す活動の活発化。
- ④ 大学等における起業家教育・人材育成等を起点としたスタートアップ・エコシステムの萌芽。政府における内閣府を中心したスタートアップ・エコシステム拠点の形成に向けた推進体制の構築。

2. 次期科学技術基本計画に向けて特に議論が必要な部分（案）

- 我が国では、第5期科学技術基本計画において、サイバー空間とフィジカル空間（現実世界）とを融合させた取組により人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」のモデルとして、「Society5.0」を提唱し、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会を科学技術イノベーションが先導して生み出していくことを宣言した。
- 第6期科学技術基本計画期間（2021年～2025年）においては、前述の第5期科学技術基本計画策定時からの進展・変化を念頭に、「Society5.0」の具体化を引き続き強力に推進し、社会全体の知の源泉たる大学等が中核となって価値を創造して世界をリードしていくため、特に下記の事項について取り組む必要がある。

知識集約型社会を見据えた産学官連携の推進・・・①、②、③の視点

- 組織トップが関与する「組織」対「組織」の本格的な産学官連携の一層の推進
- 産学官連携施策、地域科学技術施策、スタートアップ政策の一体的推進の検討
- 「価値の創造」に着目した民間企業との共同研究の在り方の検討
- 地方大学を含めた全体の産学連携活動の底上げ（研究大学に特化しない支援の在り方（TLOの活性化含む））
- 大学等及び民間企業双方におけるインセンティブ設計の観点からの産学官連携を行う主体の在り方の検討
- 大学等の出資法人・出資制度（TLOの活性化含む）に係る検討
- 国立大学の一法人複数大学制や「大学等連携推進法人（仮称）」制度の活用
- 民間での研究支援サービス、ESG投資、SIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)等の民間活力を活用した事業方式の検討等

地域コミュニティが中心となって地域の社会課題を解決し続ける好循環サイクルを実現する仕組みの整備・・・③の視点

- 地域を構成する多様なアクターが、そのセクターを越境して結集（ABC: Actors-Based-Community）し、地域が抱える社会課題を大学等の人文・社会科学も含めた多様な知的資源により自律的に解決し続け、貨幣価値のみならず社会的価値も含めた新たな価値創造により地方創生、ひいては地域の目指す将来像を実現するための仕組みの構築・定着
- 国立大学の一法人複数大学制や「大学等連携推進法人（仮称）」制度の活用
- ESG投資やSIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)の活用
- 地域課題に取り組む新たなソーシャルビジネスの創出等

大学等を中核としたスタートアップ・エコシステムの形成・・・④の視点

- 起業家教育の中心大学を中核としたスタートアップ・エコシステムの形成（大学における起業家教育の裾野拡大、中核大学へのアクセラレータ機能の整備等）
- 国立大学の一法人複数大学制や「大学等連携推進法人（仮称）」制度の活用、大学等の出資法人・出資制度（TLOの活性化含む）に係る検討
- ESG投資やSIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)等の民間活力を活用した事業方式の検討等

研究マネジメント人材も含めた人材流動化の促進・キャリアパスの多様化・・・⑤の視点

- リサーチ・アドミニストレーター（URA）の質保証に資する認定制度の構築
- 特に博士課程学生におけるインターンシップの活用の活性化
- クロスアポイントメント制度の一層の普及促進
- 国立大学の一法人複数大学制や「大学等連携推進法人（仮称）」制度の活用等

その他・・・②の視点

- イノベーションサイクルの加速及び将来の不確実性の増大に対応できる柔軟性を確保していくための、国の施策へのトライアル的・実験的観点の導入等

参考：第5期科学技術基本計画について（内閣府作成資料より関連部分抜粋）

第5章イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築

国内外の人材、知、資金を活用し、新しい価値の創出とその社会実装を迅速に進めるため、企業、大学、公的研究機関の本格的連携とベンチャー企業の創出強化等を通じて、人材、知、資金があらゆる壁を乗り越え循環し、イノベーションが生み出されるシステム構築を進める。

(1) オープンイノベーションを推進する仕組みの強化

- ✓ 企業・大学・公的研究機関における推進体制強化（産業界の人材・知・資金を投入した本格的連携、大学等の経営システム改革、国立研究開発法人の橋渡し機能強化など）
- ✓ 人材の移動の促進、人材・知・資金が結集する「場」の形成

(2) 新規事業に挑戦する中小・ベンチャー企業の創出強化

- ✓ 起業家の育成、起業、事業化、成長段階までの各過程に適した支援（大学発ベンチャー創出促進、新製品・サービスに対する初期需要確保など）、新規上場(IPO)やM&Aの増加

(3) 国際的な知的財産・標準化の戦略的活用

- ✓ 中小企業や大学等に散在する知的財産の活用促進（特許出願に占める中小企業割合15%の実現、大学の特許実施許諾件数の5割増）、国際標準化推進と支援体制強化

(4) イノベーション創出に向けた制度の見直しと整備

- ✓ 新たな製品・サービス等に対応した制度見直し、ICT発展に対応した知的財産の制度整備

(5) 「地方創生」に資するイノベーションシステムの構築

- ✓ 地域主導による自律的・持続的なイノベーションシステム駆動(地域企業の活性化促進等)